

令和5年7月21日

令和5年6月29日から的大雨及び  
令和5年7月15日から的大雨による被害に係る  
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和5年6月29日から的大雨及び令和5年7月15日から的大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 11団体(9市2町)

青森県	1団体
秋田県	6団体
富山県	4団体

2 繰上げ交付額

7,374百万円

3 日程

令和5年7月21日(金) 交付決定

令和5年7月24日(月) 現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 令和5年度の普通交付税額決定前であるため、6月概算交付額の30%を交付

自治財政局財政課 青山、西林、神野  
TEL 03-5253-5111(代表)  
TEL 03-5253-5612(直通)

(別紙)

令和5年6月29日からの大雨及び  
令和5年7月15日からのによる被害に係る  
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

(単位:百万円)

<青森県> (1町)

団体名	繰上げ交付額
深浦町	270
合計	270

<島根県> (1市)

団体名	繰上げ交付額
出雲市	1,274
合計	1,274

<秋田県> (5市1町)

団体名	繰上げ交付額
秋田市	1,491
能代市	553
男鹿市	459
北秋田市	699
仙北市	584
八峰町	239
合計	4,025

<福岡県> (3市1町1村)

団体名	繰上げ交付額
久留米市	1,607
うきは市	372
朝倉市	497
東峰村	103
添田町	199
合計	2,778

<富山県> (4市)

団体名	繰上げ交付額
富山市	1,170
高岡市	701
小矢部市	248
南砺市	960
合計	3,079

<大分県> (2市)

団体名	繰上げ交付額
中津市	759
日田市	810
合計	1,569

(15市3町1村)

交付総額	12,995
------	--------

※7月18日(火)繰上げ交付分 : 8団体(6市1町1村) 5,621百万円

島根県1団体(1市)、福岡県5団体(3市1町1村)、大分県2団体(2市)

(追加で要望のあった朝倉市については、7月19日(水)繰上げ交付)

※7月24日(月)繰上げ交付分 : 11団体(9市2町) 7,374百万円

青森県1団体(1町)、秋田県6団体(5市1町)、富山県4団体(4市)